

サービス利用の流れ①



1 | 相談する



市区町村の窓口または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 | 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

- ▶ 介護サービスが必要
- ▶ 住宅改修が必要 など

- ▶ 生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない など

- ▶ 介護予防に取り組みたい など

認定

要介護認定を受ける

要介護認定の申請

要介護認定(調査～判定)

市区町村の窓口等に申請して、要介護認定を受けます。(▶ 下記参照)

認定

☑ 基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。
(基本チェックリスト▶ 22ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



認定

要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、

1 要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。申請は、本人のほか家族でもできます。次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業者 ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ☑ 申請書 市区町村の窓口にあります。
- ☑ 介護保険証
- ☑ 健康保険の保険証
- ☑ マイナンバーと身元確認書類(▶ P.2 参照)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。



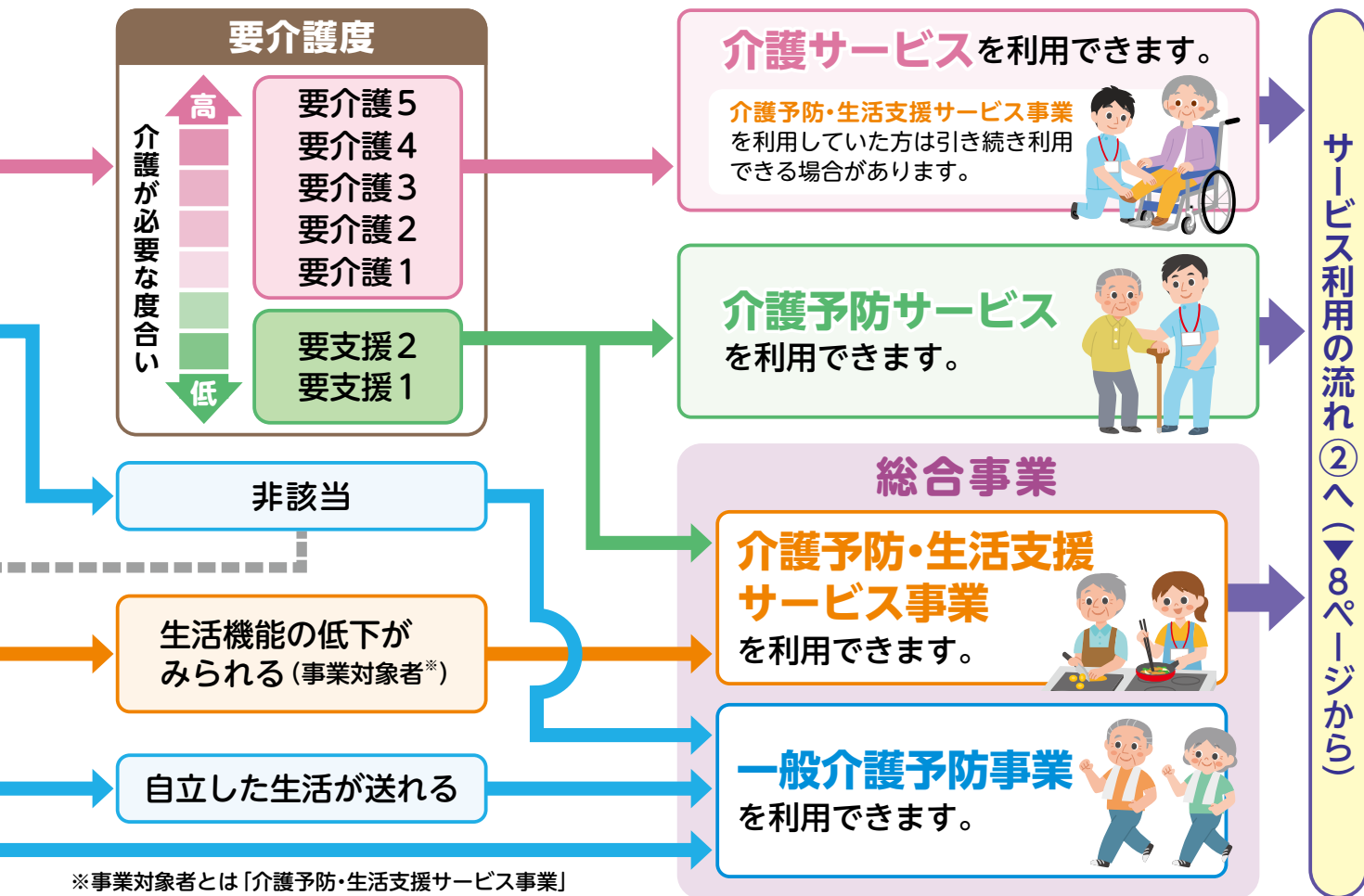
介護サービスや介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、まずは、市区町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

3 | 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 | 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



サービス利用の手順

要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

2 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。



訪問調査

市区町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

主治医の意見書

市区町村の依頼により主治医が意見書を作成。
※主治医がいない方は市区町村が紹介する医師の診断を受ける。

一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行う。

二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。

サービス利用の流れ②

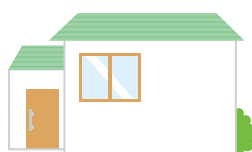


ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるようになりたいか、という希望をしっかりと伝えましょう。

サービス利用の手順

要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい



1 ケアマネジャーを選ぶ

市区町村などが発行する事業者一覧の中から居宅介護支援事業者(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。

▶ 居宅介護支援P.10

2 ケアプラン※1を作成する

担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



介護保険施設へ入所したい



1 介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

2 ケアプラン※1を作成する

入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

要支援1・2の方

1 地域包括支援センター等に連絡する

地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に連絡します。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

2 介護予防ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーと相談しながら介護予防ケアプランを作成します。

▶ 介護予防支援P.15

事業対象者

1 地域包括支援センターに連絡する

地域包括支援センターに連絡します。



2 ケアプラン※1を作成する

地域包括支援センターの職員と相談しながらケアプランを作成します。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。
また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地域包括支援センター等に連絡します。

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1～5となった場合、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば**介護予防・生活支援サービス事業**を引き続き利用できます。

介護サービスの種類

居宅サービス

- 訪問サービス…▶P.11・12
- 施設に通う……▶P.12
- 短期間施設に泊まる……▶P.13
- 施設に入所して利用する……▶P.13
- 生活環境を整える……▶P.20・21

地域密着型サービス

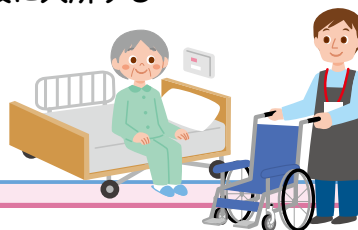
- 訪問サービス……▶P.18
- 認知症の方向け……▶P.18
- 施設に通う……▶P.18
- 通いを中心とした複合サービス……▶P.19
- 施設に入所して利用する……▶P.19

3 サービスを利用する

ケアプランにそって**施設サービス**を利用します。

施設サービス

- 介護保険施設に入所する……▶P.14



3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。



介護予防サービスの種類

介護予防サービス

- 訪問サービス…▶P.15・16
- 施設に通う……▶P.16
- 短期間施設に泊まる……▶P.17
- 施設に入所して利用する……▶P.17
- 生活環境を整える……▶P.20・21

地域密着型介護予防サービス

- 認知症の方向け……▶P.18
- 通いを中心とした複合サービス……▶P.19

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶P.23
- 施設に通う……▶P.23

3 サービスを利用する

サービス事業者と契約※²します。
ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス事業**を利用します。

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問サービス…▶P.23
- 施設に通う……▶P.23



※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。